

国見町は、千年以上育まれてきた国見の歴史・伝統・文化をこれから百年後に伝えていくため、これらを生かした「歴史まちづくり」を進めています。このコーナーでは町や地域が行っている取り組みについて、毎月お伝えしています。

【企画調整課地域振興係 ☎ 585-2967】
【あつかし歴史館 ☎ 585-4520】



Vol.70

国見町歴史まちづくりシンポジウムを開催 ～文化財を活かした地域づくり～

3月4日に貝田公民館で歴史まちづくりシンポジウムが開催されました。郡山女子大学の長田城治准教授が、国登録有形文化財の登録に向けて行った調査の内容や、松田家住宅の魅力について講演。その後、松田家住宅の活用についてパネルディスカッションも開催されました。今回はその内容をお知らせします。

郡山女子大学 長田城治准教授

外から来る人たちからすると、皆さんが思う普通の事に価値がある。松田家住宅を「地域の宝」として考え、地域で活用し盛り上げて欲しい。活用するにしてもランニングコストはかかるため、いかにお金が回るかという仕組みを考えていくことも大切。



▲国見町歴史まちづくりシンポジウムの様子

貝田町内会長 阿部初男さん

「国見町日本の踊り実行委員会」ができたので、それを通じて皆さんに踊りを勉強してもらいたい。松田家住宅裏庭を活用し、貝田の人たちなどでイベントを実施していきたい。貝田地区でイベントなどを行う際は貝田宿という名前を使って行ってきたい。貝田宿、松田家住宅を通して、貝田の農作物をもっと海外などに発信していきたい。そしてそれを貝田の収入源にしていきたい。

松田家当主 松田昭子さん

主屋は古い雰囲気を持っているので、その雰囲気を楽しんでいただくイベントをしたい。来年度は日本舞踊の体験を松田家住宅で行い、活性化に繋げたい。また、子どもたちが楽しく使えるようになれば良いと思う。家だけではなく、裏庭も修繕したので活用していきたい。活用の幅が大幅に増えた。地域の方や、町外の方にどんどん活用していただけるようにしたい。

歴史まちインフォメーション

第2回くにみ歴史ウォークを開催します！

国史跡「阿津賀志山防塁」など史跡をめぐる10kmのコースを歩きます。

参加には申し込みが必要です。詳しくはチラシやホームページをご覧ください。

日にち 5月3日(水)・(祝)

会場 上野台運動公園(スタート・ゴール)

問い合わせ 企画調整課地域振興係
☎ 585-2967
福島民報社「くにみ歴史ウォーク」事務局
☎ 531-4171

あつかし歴史館「こどもの日イベント」

あつかし歴史館でこどもの日イベントが開催されます。楽しい催しが盛りだくさん。ぜひお越しください。

日にち 5月5日(金)・(祝) 午前10時から

会場 あつかし歴史館

内容 カブトのかぶり物づくり
こいのぼりづくり
ジャンボかるた大会
国見の老舗商店による蔵掘り出し市
ベビー&子ども服おさがり交換会
ちまき販売 など

※一部有料、数量限定のものがあります。

— Activity Report —

Vol. 32

地域おこし協力隊活動日記



岡野 希春
(Kiharu Okano)

3年間の感謝を込めて

こんにちは。岡野希春です。
この度、3月末をもって地域おこし協力隊としての活動を終えることになりました。3年間を通してさまざまな取り組みができたのは、いつもサポートをしてくださる町職員の存在や、事業に協力してくださる方々、私のことを気にかけてくださる皆さまがいたからこそだと感じています。感謝の気持ちでいっぱいです。

なお、任期は終わりましたが、国見町で関係人口創出の事業を継続していく予定です。QRコードから活動の様子を確認することができますので、引き続き見守っていただけると幸いです。



▲現在くだもの木のオーナーを募集しています



▲先月、道の駅国見あつかしの郷にて開催した「農園の写真展」解説ツアーの様子

マイナンバーカードに関する業務停止のお知らせ

国の公的個人認証システムの更改作業に伴いマイナンバーカード関連業務が全国的に停止します。

☎ 住民防災課戸籍係 ☎ 585-2115

■停止期間・停止時間

令和5年4月29日(日)から5月7日(日)まで 終日利用ができません

※5月1日(日)、2日(月)はマイナンバーカード関連の手続きができません。

■システム停止により手続きができない業務

- ・カードの交付 (交付手続きは実施できますが、その後の代替文字不服による署名用電子証明書の破棄、再発行は実施できません。)
- ・カードの券面事項更新 (転入や転居などに伴う住所や氏名の変更)
- ・暗証番号の変更、再設定(ロック解除)
- ・電子証明書の更新、新規発行、失効
- ・カードの有効期間変更
- ・カードの特例期間延長
- ・カードの一時停止解除

■注意事項

マイナンバーカードをお持ちの方で、システム停止日に転入届や転居届、婚姻届など住所変更や氏名変更などをする場合は、後日来庁していただき券面事項変更の手続きが必要になります。